

◎経営協議会の学外委員からの意見、提言等に対し、法人運営の改善に活用した取組例

- (1) 経営協議会及びその他の機会に経営協議会学外委員からの意見については、その場で回答するほか、その内容等を別途取り纏め、関係する委員会、事務局担当課等にて検討することとしている。
- (2) 大学としての新たな取り組み等について、事前に経営協議会で説明を行い、経営協議会学外委員から意見を聴取し、今後の参考としている。
- (3) 検討し、改善した事項(又は改善する)については、経営協議会の場で報告等を行っている。
- (4) 具体的な取組例については下記のとおり。

開催回数	年月日	意見、提言等の内容	対 応
第5回	R3.10.18	授業料等特別免除制度における学長裁量経費の予算が2千万円あるので、もっと執行率を高めるような工夫をして頂きたい。	令和2年度～3年度にかけてはコロナの影響を受け、大会自体が開催されなかったこともあり、選考される人数が少なかった。大会が平常通り開催されるようになれば競技成績の結果も残せるようになる。今後、競技力を高められるようさらに検討を重ねる。 また、競技力向上委員会では重点強化指定選手・チームの状況をヒアリング調査した上で、状態の把握やその他支援の検討を確認し、委員会としてできる限りの支援を行うようにしている。
第6回	R4.1.21	新聞で、大学内のセクハラ問題に対する相談体制が実際には整っていないという記事が出ていた。鹿屋体育大学でもハラスメントの相談窓口を設置していると思うが、現在の状況と体制がどのようになっているかということをぜひこの機会に検証してほしい。	本学では「国立大学法人鹿屋体育大学就業規則」「鹿屋体育大学ハラスメント防止等に関する規則」において、ハラスメントの防止、排除及びハラスメントに起因する問題への対応について定めている。 なお、ハラスメント事案には、以下の体制により迅速かつ適切な措置を講じることとしている。 〈防止・対策〉は、理事・副学長、各系から推薦された教授又は准教授、学長指名教員、学生課長、総務課長により構成されたハラスメント防止専門委員会が対応。 〈相談〉は、学長の指名する学内の教職員12名と学外の専門家(弁護士)1名の相談員がハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応。なお、学外の窓口は本学の相談専用の電話回線を開設している。 〈調査〉は、ハラスメント防止専門委員会委員長により設置された調査委員会にて対応。 いずれも、事案の対処に当たる際は、相談者等の意向を尊重し、名誉及び人権並びにプライバシーに十分配慮することとしている。